

国際課税の潮流—トランプ 2.0 の試練

長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士

南 繁樹



はしがき 本稿は令和7年1月9日開催の会員懇談会における、長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士 南 繁樹氏の「国際課税の潮流—トランプ2.0の試練」と題する講演内容を取りまとめ、加筆したものである。

はじめに

弁護士の南繁樹と申します。皆さま、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

今回のテーマは「国際課税の潮流—トランプ2.0の試練」という非常に大きなテーマを選ばせていただきました。

最近も関税についてニュースが出ていて、トランプ氏が強硬な関税を導入すると言っています。トランプ第一次政権では、トランプ氏が自ら重要なことをTwitter（現在のX）で話すことがありましたので、私もTwitterでトランプ氏が何を言うか、いつも注目していました。特に、今回はトランプ氏は関税を強調していて、自らを「タリフマン」と称しているようです。これは日本企業にとっても重大な影響があると考えられます。私は、決してトランプ氏を支持するわけではありません。しかし、トランプ氏をアメリカ国民が強く支持していることは厳然たる事実です。そこで、トランプ氏への支持・不支持にかかわらず、トランプ政権を生んだ潮流、背景にある力学を理解しないとトランプ政

権の政策を正しく評価することはできないのではないかと考えております。

従って、トランプ氏に少なくとも4年間は付き合っていく必要がありますので、2025年1月初頭の段階において、可能な限りの見通しを与えるということが今日の目的です。

トランプ政権については軍事、国際政治、さまざまな観点がありますが、今日は特に税及び関税にフォーカスします。プロローグとして「国際課税における『真実』」と書きましたが、現在のカオスの状態のうちに、どのような底流があるのか、どのような力学があるのかを見極めてみたいと思います。

その後、第1に「『歴史の終わり』の終わり」と称して、「国際課税の『脱所得税化』」をまず述べたいと思います。第2に「東インド会社対国家」、特に多国籍企業との関係、Pillar 1、Pillar 2を中心にお話ししたいと思います。第3に「共産主義の妖怪」、これは19世紀ヨーロッパにおけるマルクス主義の呼称ですが、それが今再現されているのかどうかを申し上げていきたいです。そして最後に、その結果としてどこに行こうとしているのかという見通しを少しでも提供できればと思っております。

1. 国際課税における「真実」

1-1. 「歴史」とは何か

長島・大野・常松法律事務所のパートナーを

去年退任し、現在はクイン・エマニュエル外国法共同事業法律事務所東京オフィスのパートナーである木村久也弁護士が、以下のように述べています。「訴訟は、裁判官が事実を認定し、これに法律を適用して、判断を下すという手続である。そこにおける事実とは、すべて過去の実事である。その意味で、訴訟は、歴史の研究と、その根本において、非常に共通したものがある」、「事実の断片だけでは、多くの場合、意味をなさない。それらの事実を繋ぎ合わせて、どのように自分のクライアントに有利な『ストーリー』をつくってゆくか、これが正に訴訟弁護士の腕の見せどころなのである」¹「しかし、事実の断片は、……濱の真砂のように存在するために、そのどれを選んでどう繋ぎ合わせるかによって、極論すれば無限に近い数の真実の『ストーリー』がありうるのである。この点については、歴史研究においても、まったく同じことが言えるのだが、訴訟というものの本質を理解する上で絶対に外してはならない点である」¹。

スライド5がその図解です。幾つかの断片的

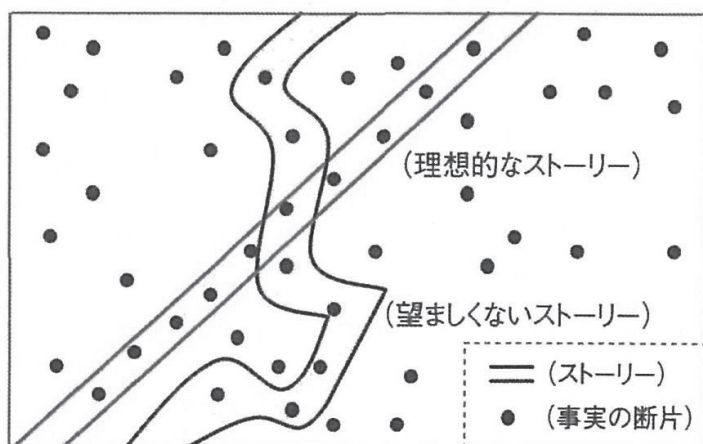
な事実が点として並んでいるわけですが、そのうち、どれをつなぎ合わせてどういうストーリーを展開するのかということで、事実が違った様相を見せてくることがあります。われわれが将来を見るときも、この多くの断片的な事象のうち、どの筋、どのストーリーが最もこの状況を表現しているのかという視点で見ていく必要があると考えます。特に、現在のように非常に混乱している時代において、整合性のある、まとまりのある、よりの確に状況を説明しているようなストーリーが描けないかという形でのアプローチを試みる、というのが今日の課題です。

1-2. 戦後の世界経済秩序の形成

そこで、やや時代を遡ります。トランプ氏の前夜というより、さらに先になりますが、戦後の世界経済秩序の形成ということで、国際通貨体制、国際貿易秩序、国際課税ルールという、通貨・貿易・課税の3つの側面があり、これらは相互に関連しています。皆さまご承知のところと思いますが、これらを振り返ることで、ト

「歴史」とは何か？

【図表】 事実収集とストーリー構築のイメージ



¹ 木村久也「勝つための法務の役割～事実の収集がカギ～」ビジネス法務 2011 年 2 月号 40 頁

ランプ政権が打ち出す政策の必然性、あるいは一貫性にお気付きになると思います。以下において、前日本銀行総裁黒田東彦氏の「世界経済秩序と国際課税ルール」を引用しつつ、概観します²。

1-2-1. 戦後の国際「通貨」体制

まず、国際「通貨」体制です。第二次世界大戦前は、「為替レートがフロートし、差別的な為替取極が横行していた両大戦間の国際取引混乱」が生じており、固定レートではありませんでした。そういう時代だったのが、1945年の「ブレトンウッズ体制の下では、すべての為替レートは一律に固定され」、「具体的には、米ドルは1オンス=35ドルという公定価格で金と兌換可能（交換可能）であり、他の通貨はこのような米ドルとの間に『平価』が設定されていた。そして国際収支調整は、主としてIMFから融資を受けた赤字国が財政金融を引き締めることによって行われ、平価の変更は国際収支が『基礎的不均衡』に陥ったとIMFが認めた場合にのみ行われる」という、米ドルを中心とした通貨体制が取られることになりました。

ただし、IMF（国際通貨基金）中心ではあるのですが、当時はアメリカの発言力が強く、IMF中心といってもアメリカが支配し、アメリカ中心でした。「戦後の国際通貨体制は、その支柱をなすIMFの創設から、IMFの初期における困難への対応を経てブレトンウッズ体制の完全な機能の発揮に至るまですべて米国のリーダーシップに負っていた」のであり、為替の激しい上下によって国際貿易が混乱する事態をできるだけ避けるために固定相場制が取られ、それは強いアメリカが支えていたわけです。

1-2-2. 戦後の国際「貿易」体制

次に、国際「貿易」体制、モノの動きです。「第二次大戦中から米国は、両大戦間の差別的貿易取極や各種の貿易制限が経済紛争と不況の原因だと考え、戦後の国際貿易秩序は多角的自由貿

易の原則に基づくものでなければならないとしていた」。すなわち、第二次世界大戦前はブロック経済体制となっており、自由貿易ではありませんでした。これに対し、第二次大戦後は、「当初からGATT（関税及び貿易に関する一般協定）は、単に関税引下げだけを目的としていたわけではなく、国際貿易における『最恵国待遇』及び『内国民優遇』という意味での無差別取扱いをもめざして」おり、1国に特定の待遇を与えた場合には他の国にも与え、平等的な扱いを多角的に展開するという構造を持っていました。

そして、「米国は数次にわたるGATTラウンド交渉において強いリーダーシップを発揮し、かなり大幅な関税の引下げと輸入制限の緩和を実現していった。このラウンド交渉では、各財ごとに主要供給国が『相互主義』のルールに沿って譲許を出し合う方式がとられたが、米国はほとんどすべての分野で主要供給国であり、しかも米国市場はきわめて重要であったから、米国の影響力は当然強大なものとなった。この強大な影響力を賢明に行使して米国は、多角的自由貿易を推進してい」きました。

アメリカは元々天然資源があり、第二次世界大戦でもアメリカ本土においては戦火が及びませんでした。ヨーロッパや日本は、戦争で工場が焼け、国民が甚大な被害を受けたため、アメリカだけが生産力を有していました。そうすると、自由貿易体制は、アメリカ製品を世界中に輸出することを支えるものであり、自由貿易秩序は世界のためでもあるわけですが、アメリカ自身にとって最も適応的な体制であったといえます。

これが進み、「1967年に妥結したケネディー・ラウンドは関税率をほぼ3分の1削減する等の大きな成果をあげ、貿易の自由化をさらに進めたのである。その意味で、ケネディー・ラウンドが世界における多角的自由貿易秩序を完成さ

² 木下和夫・金子宏監修、水野忠恒編著『国際課税の理論と課題〔二訂版〕』367頁（1990年プリンストン大学、1992年ハーバード大学での各講演）

せ」しました。

1-2-3. 戦後の国際「課税」体制

そして、国際「課税」体制を概観します。「国際通貨体制や国際貿易秩序の場合と同じく、戦後における国際課税ルール形成と発展に大きく貢献したのは米国であった」。

「国際課税問題に関する米国のリーダーシップは、二重課税の排除により国際取引を促進するとともに、各国間の税収の公平な配分を確保するという哲学に基づいたものであった」。

「戦後の米国は圧倒的な経済大国であり、唯一の主要資本輸出国であったから、米国が『資本輸出中立性』に固執したのは自然で」した。アメリカが製造したモノを外国に供給するのが貿易であり、外国がそのモノを買うための通貨ドルを併せて供給する体制が整えられましたが、カネ（資本）を輸出する力もアメリカが最も持っていました。つまり、アメリカが世界中に資本を投下して現地に会社や工場を設立していき

ました。そうすると、税制の面においても、資本輸出国として資本輸出中立性が効率的であることから、アメリカの税制度は資本輸出中立性と整合的な全世界所得課税主義によって構成されました。資本を出す側から見て、税制とは離れ、経済的な合理性の観点からみてA国に投資した方がいいのか、B国に投資した方がいいのかを判断するのが資本輸出中立性であり、その資本輸出中立性に従った税制であったわけです。この体制は、2017年、第1次トランプ政権のTax Cuts and Jobs Act (TCJA) によって国外所得免除主義が採用されるまで続きました。

資本輸出中立性のある制度によれば、「納税者の内外投資選択への介入がないため」、この介入というのは税制度の介入がないということです。「世界並びに米国の経済効率性が保証される」、つまり投資するアメリカにとって最も効率的であり、「米国の国庫への十分な歳入も確保されることになるからである」。外国の法人税率が多少高くても低くても、外国で払

った税金をアメリカの法人税に充当してもらえ

るので、外国法人税はあまり気にしなくてよいことになります。つまり、アメリカにとって最も効率がいい、無駄のない、デッドウェイトロスがない投資が実現されることになるわけです。

「しかも、この『資本輸出中立性』は全世界所得課税と外国税額控除の組合せによって実現できるが、それはたまたま米国の1918年以降の国際課税原則そのものであったことに注意する必要がある」。つまり、この国際課税原則は必ずしも価値的にニュートラルなものではなく、資本輸出国としてのアメリカに最も適応的な制度であったという背景があったということです。「さらに注目すべきは、居住地国に有利なソース・ルールに見られるように、源泉地国より居住地国が優先する」、つまり投資するアメリカにとって都合のいい制度であった側面があることも指摘されております。

1-3. 戦後の世界経済秩序の崩壊

以上のような通貨・貿易・課税における整合的な体制が崩壊するのが1960年代以降であり、その最も大きな要因はベトナム戦争です。「状況を決定的に悪化させたのは、60年代後半にベトナム戦争がエスカレートする一方、『偉大な社会』計画の下で福祉支出が増加したのに、必要な増税が行われず、国際収支赤字が拡大しインフレが高進したことであり、ケネディ、ジョンソンの民主党政権の下、公民権運動等を背景として、「偉大な社会」を政策課題として公民権法を成立させるとともに、社会保障支出が拡大しましたが、ベトナム反戦の時代ですので政治的に増税を行うことはできなかったという、アメリカ国内の税制面での対応が困難であったことも指摘されています。

1-3-1. 国際「通貨」体制の崩壊

「このブレトンウッズ体制を最終的に破壊したのは、周知のとおり1971年8月15日の『ニクソン・ショック』であって、米国はドルの金兌

換停止（IMF協定違反）、また輸入課徴金の賦課（GATT違反）等を行った」。戦後体制において1つの大きなエポックメイキングになる日が1971（昭和46）年のこの日でした。「米国の態度が大きく変わったのは、1960年代末に日本に対し、70年代初に西欧諸国に対し、それぞれ鉄鋼製品輸出の自主規制を求めた時であり、自由貿易の建前を維持しつつ自主規制という形で、輸出に対して制限をするという変化が生じてきたこととなります。「今や、日欧の経済発展によって米国の伝統産業が競争力を失ったことが明らかにな」り、ということで、まずドルの切り下げが行われました。

1-3-2. 国際「貿易」体制の崩壊

通貨体制に続き、貿易体制も変わります。

「その後、米国は次から次へと様々な工業製品について制限的貿易取極を結ぶようになり、GATT体制を弱めるだけでなく、そこにおける米国のリーダーシップも損なっていくことになる」。これらは1970年代の話ですから、トランプ政権に先立ち、今から50年前にこういった話がされていたことになります。

「1980年代後期は米国における保護主義立法の高まりの時期」でした。アメリカのリチャード・ゲッパート下院議員らが日本を攻撃し、テレビでも大きなハンマーを持って日本車が壊されている場面が放映されましたが、そういったのが1980年代の雰囲気であったわけです。

アメリカは、1974年通商法301条として、貿易制限に対する制裁の規定を有していましたが、1988年にそれが強化されました。「特に88年に制定された包括貿易法は極度に保護主義的であって、その悪名高い『スーパー301条』は、不公正貿易慣行を行っている国への義務的報復により大統領の裁量権を大幅に制限するものであり、『スペシャル301条』は知的所有権の保護にスーパー301条の手続きを援用するものであった。スーパー301条は実際にも89年に日本、インド、ブラジルに適用された」。「こうして、多角的自由貿易主義のGATT体制は後退し、米

国は一方的な差別的取り扱いを乱発するようになった。80年代末までに、国際貿易秩序に関する米国のリーダーシップはほとんど壊滅してしまった」という評価がされています。

1-3-3. 国際「課税」体制の崩壊

これに続くのが、国際「課税」体制の崩壊です。「米国が歳入増の観点から国際課税ルールを大きく変更させたのは1980年代であって、これは『レーガノミックス』とも深い関係があった。すなわち、2ケタのインフレと低成長に悩まされていた米国は、金融の引締めと大幅減税という『レーガノミックス』を採用したが、それによってインフレの抑制と成長の加速には成功したものの、大幅な財政赤字と貿易赤字という『双子の赤字』を生じさせてしまったのである。ところが、『レーガノミックス』は国内経済に影響を与えるような増税を禁じていたため、……国際課税面から歳入増がはかられた」。このようなところを見ると、今のアメリカの状況と非常に似ている気がしてくるわけです。

1985（昭和60）年はプラザ合意の年ですが、「米国は1985年に1914年以来初めて純債務国に転落したが、米国の国際租税政策は今や、国際的なルールを無視してでも歳入を確保しようという方向へ踏み出し」、国内ではレーガノミックスにおいて減税を図るため、1986（昭和61）年に非常に大きな税制改革がありました。減税方針ですが、アメリカの産業が戦後すぐのように強くないため、ドル安にしたとはいえ、従来のように製品を売って貿易黒字を達成するわけにはいきません。日本車やヨーロッパからの製品を輸入し、それでも増税しないとすると貿易赤字、財政赤字になります。そうすると、その財源をどうするかということで、海外進出を進めていたアメリカ企業の国外所得に目を向け、国際課税を強化することになるわけです。

そこで、代表的なものに限りませんが、国外源泉所得を減らして国内源泉所得を増やすようなソース・ルールに変更する、外国税額控除制度に関して所得区分ごとの控除限度額（バスケッ

ト)を設定し、控除の範囲を限定するというところで、制度が非常に複雑になり、その結果、国際的二重課税が完全に解消されない場合が増えます。

国外所得に対し、タックス・ヘイブン税制(サブパートF)の拡大強化が図られました。移転価格税制においては、スーパー・ロイヤリティー条項(所得相応性基準)が導入されました。これは純粋な意味での比較対象企業を選定してそれと同じ価格にするという、元々の独立企業原則とは相当違ったものになっています。

移転価格税制に関しては、さらに比較対象利益比準法(Comparable Profit Method: CPM)、今となってはOECDのTNMM(Transactional Net Margin Method: 取引単位営業利益法)と同じという整理がされていますが、もともとの独立企業原則において比較対象企業をきちんと選んで比較するものと比べると、産業における平均的な利益率という形で大ざっぱに捉えることになり、この当時、多くの日本企業がアメリカで移転価格課税を受けるということが生じました。これに対し、独立企業原則とはいえないのではないかというアメリカとヨーロッパ・日本との間の対立がありました。

さらに、支店利益税、支店利子税ということで、支店であってあくまで法人、子会社ではないにもかかわらず、それと同様の課税を行いました。

また、海外関連会社への利払いの損金算入の制限ということで、過少資本税制のような形で損金算入制限が行われました。

「以上のような、米国の維持発展させてきた国際課税ルールの米国自身による破壊は、ある意味で合理的であると見られるかもしれない。米国は今や対外純債務国なので、源泉地国の権利を極限にまで拡大するような措置は、その結果他の国が報復的に同様な措置を導入したとしても、なおかつ米国に利益をもたらすに違いないというわけである。米国の法人や個人について二重課税の可能性が高まるということも、単

にその投資を海外から国内に振り向けるだけだから、差しつかえないと考えられているのであろう。ここでは、歳入の確保が第一となり、『資本輸出中立性』などはほとんど完璧に無視されているのである」。つまり、アメリカ企業が自国で生産して輸出することを前提とした資本輸出中立性は無視され、税収確保という観点からの政策決定がなされたということです。

「この『財政重商主義』とも呼ぶべき傾向は、二重課税を排除しつつ税収の適正な配分を実現するという国際課税ルールの根底を破壊するものである」と評価されます。お互いにバランスの良い平等な形で課税権を分配するのではなく、二重課税があっても仕方がないと割り切り、源泉地と居住地の配分も、従来の秩序を大きく変えて、債務国であるアメリカにとって有利な秩序ということで従来のバランスの均衡点をずらしたことになります。

「税収を一方向に米国に移そうとする措置は遅かれ早かれ他国の対抗措置を招き、それによる二重課税は国際貿易や資本取引を阻害してすべての国にマイナスの影響を及ぼすことになる」と指摘されています。他国も日本も移転価格税制を導入はしていたのですが、当初はそれほど厳しい課税処分はなかったように思います。しかし、アメリカが激しく課税処分をするので、取られっ放しではいけないということで、この時期に実際に日本も課税処分を行うことになりました。企業の方々にとっては非常に受難の時代であったといえると思います。

「1960年代以降、欧米諸国はEC内の税制のハーモナイゼーションに努力してきたが、それもEC内の貿易と投資の円滑化に役立っているだけであり、国際課税ルールの崩壊を止めることはできない。国際通貨体制や国際貿易秩序の場合と同じく、米国が戦後の国際課税ルールを崩すままになっているといえよう」と評価されています。その後、移転価格税制に関しては、1995(平成7)年に移転価格ガイドラインが作成され、2010(平成22)年のガイドライン改定

でTNMMが一般的に採用されてCPMとの妥協が図られるわけですが、それまではしばらくなかったということで、その間はハーモナイゼーションが実現されない時期でありました。

1-3-4. 「合理的な豚」

以上を説明するものとして、行動経済学に「合理的な豚」というモデルがあります。スライド13はJohn McMillanという方の教科書に出てくるモデルです³。大きな豚と小さな豚の二匹の豚がどのように行動するかをゲーム理論で考えようというわけです。二匹の豚が住んでいる檻があり、右側のボタンを押すと左端から餌が出るようになっていて、ボタンを押して端の方まで走っていかなければいけません。その走るコストがマイナス1で、エサの利得は5あるわけですが、大きい豚は小さい豚を排除してしまいます。

この前提で、ゲーム理論のマトリックスで考えると、例えば右下の象限では、大きい豚と小さい豚の両方ともエサ場で待つ、つまりどちら

かが押してくれないかなと相手に期待する状態だと決してエサは来ないので、両方ともに利得は0です。

左上の象限、両方とも右端のボタンを押した上で走ることになると、お互いマイナス1の費用があるわけですが、着いたときには大きい豚が小さい豚を排除してしまうので、小さい豚は走ったコストだけ残って何にもありつけません（マイナス1）。大きい豚は、自分が走ってマイナス1の費用はあるけれども5のエサにありつけるので、利得は4となります。

右上の象限は、大きい豚がボタンを押して走って、小さい豚は待っているということで、小さい豚の方は餌が目の前にあるわけですが、5の餌のうち2ぐらい食べたところで大きい豚がやってきて、「邪魔だ、どけ」と言われて3ほど食べられてしまいます。大きい豚は3を食べるけれども、走ってマイナス1なので、大きい豚の利得は2と小さい豚の利得は2になるということです。

戦後の世界経済秩序の崩壊

• 合理的な豚 (McMillan)

		小 豚	
		ボタンを押して走る	エサ場で待つ
大 豚	ボタンを押して走る	(大豚4, 小豚-1)	(大豚2, 小豚2)
	エサ場で待つ	(大豚5, 小豚-1)	(大豚0, 小豚0)

エサの利得 5



走る費用 -1



³ 渡辺隆裕『ゼミナール ゲーム理論入門』（2008年）33頁、原典はジョン・マクミラン『経営戦略のゲーム理論—交渉・契約・入札の戦略分析』（1995年）。

左下の象限を見ると今度は逆で、大きい豚はエサ場で待っていて、小さい豚は走るわけですが、それでも全然ありつけないので、走っただけ損だった、大きい豚は5全部取れるということになります。

この場合に合理的な選択は何かというと、大きい豚から見ると、小さい豚がボタンを押して走るという前提において合理的な決定は何かというと、大きい豚としてはエサ場で待ったら5もらえますが、ボタンを押して走ると4ですので、エサ場で待つ方が合理的な選択になります。これに対して、小さい豚がエサ場で待っている場合の合理的な選択は、ボタンを押して走る方が2、エサ場で待つ方が0なので、ボタンを押して走るということになります。

ゲーム理論でいうと、大きい豚には支配戦略がないということになります。結局、大きい豚としては小さい豚次第になるわけです。小さい豚がボタンを押して走るのであれば自分はエサ場で待っているけれども、小さい豚が待っているだけなら大きい豚が自ら走るしかない、そういう選択が合理的になります。

これに対して小さい豚の方を見ると、大きい豚がボタンを押して走る選択をした場合、小さい豚は待っていれば2もらえて、走ると損するだけです。待っているのが合理的な選択になります。

では、大きい豚がエサ場で待っているときを考えると、自分が待っていれば何も起こらないので0ですが、自分で走って頑張ってエサを出しても全部取られてしまうので疲れるだけであり、どちらにしても待った方がいいということになります。この場合は支配戦略がある、つまり小さい豚としては大きい豚の選択にかかわらずエサ場で待つのが合理的です。小さい豚が待つということになると、それを前提にして大きい豚は判断しなければいけないので、大きい豚も待っていると何も起こらないことになりますから、大きい豚は小さい豚がどうしても動かな

いことを前提に、自分でボタンを押すしかないということになります。

これが表現しているのは何かというと、これだけ力の差があるときには、大きい豚は自分で他人のためにしてあげる、小さい豚のために自分がボタンを押して走ったときには小さい豚に2の利得を提供することになるわけですが、そうしなければそもそもエサが出てきません。大きい豚が待っていた場合に小さい豚は走るかという走らないわけです。小さい豚はエサ場で待っているだけなので、自分も待っている場合には0しかない。そうすると、大きい豚としては、小さい豚に2取られてしまうのが分かっているのですが、それでも走った方がましだということになるわけです。

つまり、お互いに相互関係、相互作用がある場合において、これだけ力の差があるときには、力のある者がいわば公共財を提供することが結果的に自分にとって最善の選択になるわけです。これが戦後の経済秩序です。他の国が弱くて、公共財を提供できる力があつたのはアメリカだけだったのですが、それだけの力があることによって公共財を提供することが合理的な選択であり、他国がフリーライドすることによってアメリカの取り分は若干目減りするところはあつたかもしれないけれども、それでもアメリカは利益が得られた、つまりアメリカにとっての最適戦略という構造だったわけです。

1-3-5. 戦後の国際通貨体制

ここを国際政治学者の山本吉宣教授の説明を借用すると、以下ようになります⁴。「ある一つの国が、その公共財から大きな便益を受け、かつ相当量の公共財の費用を一人で負担できる場合には、〈全体の最適の利益〉は保証されないまでも、かなりの量の公共財が供給されうる。しかしこの場合、そのような国が存在しなくなると、公共財は全く供給されなくなってしまう。そして、そのような場合、もし公共財を供給しようとしたら、いくつかの国での協力体制が必

⁴ 山本吉宣『国際的相互依存』（1989年）139～140頁、172～173頁

要不可欠なものとなる」。

「たとえば、アメリカは、それが自由貿易体制から巨大な便益を受け、自由貿易体制を維持するルールを作り自己の市場を開放しつづけるという〈コスト〉を一人で負担できる場合には、他の国のフリーライドを許しつつ」ということで、小さい豚がエサを食べることを許すわけです。それでも自由貿易体制を維持する、これがアメリカにとっては合理的な行動であって、これが大きい豚の合理的な行動になるわけです。

「しかしながら、アメリカが現在の自由貿易体制から得る便益よりそれに対してアメリカが支払っているコストの方が高くなったと判断した場合には、アメリカは、当然、コストを減らしてくるであろうし、また完全に保護主義になる可能性も存在する」ということで、合理的な豚の戦略が成り立たなくなる状況があり得るわけです。

山本教授の指摘によると、それはある意味では自己破壊というか、必然的な流れであったということです。「自由貿易〈レジーム〉が、覇権国の存在を前提として創設され維持されるという仮説を考える。そうすると、もし自由な貿易体制が覇権国によって創設されたとする、そのなかでは、自由な貿易は単にグローバルな厚生を増大させるだけではなく、各国の経済的な発展の均等性をひきおこす、という、ヘクシャー／オリーン／サミュエルソンの定理が働こう。そうすると自由貿易体制が成功すればするほど、各国の経済は均等化していき、覇権国の相対的な地位は低下せざるをえない。そうすると、〈レジーム〉は、覇権国による安定に依存する限り、遅かれ早かれ不安定にならざるをえない」。アメリカの場合、特にベトナム戦争という要因があったことは特筆すべきと思いますが、仮にそれがなかったとしても、いずれはそういうことになったのではないかと、との仮説です。つまり、自由貿易体制の下で日本を含む世界各国が経済的に成長していきます。特に1ドル360円の固定相場制で経済貿易体制の安定が

図られて日本は非常に大きな受益を得ました。そういった受益の反面としてアメリカの貿易収支がなくなっていく、それだけの公共財を提供する力がなくなっていく、それは必然的な動きであったことになります。

そういった形で、1960年代後半からアメリカの貿易収支が悪化した上で、1971年にドルの金兌換停止宣言が起こったというバックグラウンドがあったわけです。

2. 「歴史の終わり」の終わりと国際課税の「脱所得税化」

2-1. なぜ米国民はトランプを支持したのか

2-1-1. アメリカにおける製造業の衰退と金融・情報産業の発展

以上は1970年～80年のころの話で、50年前の話をしているわけですが、今のトランプ氏の行動原理もこれとかなり似たものがあると考えられます。つまり、50年前からアメリカはそうように行動していたわけであり、アメリカの行動は一貫しているとみることもできるわけです。

ただし、黒田東彦氏の分析評価に対して若干加えることがあるとすれば、私見ですが、1980年代のレーガン政権以降、アメリカはいろいろな意味で成功し、以上の問題点を覆い隠してしまったのではないかと思います。1つには減税がうまくいったのではないかと思います。レーガノミックスの評価をする能力は私にはありませんが、一般的にはレーガノミックスは経済を復活させることに役立ったという評価の方が多く感じています。そして、その後のクリントン政権期以後のインターネットによる利便性を最も活用したのがアメリカであり、インターネットによる経済成長性を最も受益したのはアメリカではないかと思います。さらには東西冷戦の終わり、それによるグローバル経済の発展がインターネットと合わさって、やはりアメリカが最大の受益国だったわけです。

そうすると、上述したような、特に製造業におけるアメリカの衰亡が、金融あるいは情報産

業におけるアメリカの成功によって覆い隠された面があるのではないかと思います。米国の製造業の衰退は50年前から全く変わらないけれども、それが見えない状態にあった、アメリカは金融・情報産業の成功によって製造業の失敗を覆い隠していた面があり、それを露呈したのがトランプ氏ではないかと思う次第です。

そこで、アメリカ国民がなぜトランプ氏を支持したのかということから入っていきたいと思うのですが、1989年に出されたフランシス・フクヤマの『歴史の終わり』という本があります。本人は「歴史の終わり」と言ったわけではないと主張していますが、この本を読むとかなり楽観的であることは否定できず、特にマルクス・レーニン主義、社会主義に対して民主的なデモクラシーの優位性があると言っていると読むのが自然ではないかと思います。

「(マルクス・レーニン主義)というイデオロギーの死は、国際関係における共通市場化、国家間の大規模紛争の可能性の低下を意味する。」「大規模紛争は、歴史につかみ取られた大規模国家を必要とする。そのようなことは場面から消えていくように思われる⁵。」と書いてあります。マルキシズムが死んでしまったということで、共同の市場を創設し(Common Marketization)、それが成長していくことで国家間の紛争がなくなっていくだろうということです。昔のマルクス主義などにとらわれている国がまだあるとすれば、その国との間で紛争が起こるかもしれないけれども、それはなくなっていくのではないかという趣旨と思われる。

また、政治的には、中国同化論ということで、特にこれはクリントン政権ですけれども、「89年に冷戦が終結し、91年にソ連が崩壊すると、米国はソ連を封じ込めるために中国の力を必要

としなくなった。米国は愚かにも中国が経済的に強くなるのを助ける『関与政策』を追求した。中国は当然、成長した経済力を軍事力に転換した。米国は同等の競争相手を創り出す戦略上の大失策を犯した」という評価があります⁶。そういった戦略上の評価もありますし、またアメリカの多国籍企業が中国という巨大市場に進出したかったという側面もあるのではないかと思います。という気がするところです。

2-1-2. 国外貿易に関する比較優位説

自由貿易の経済学的なバックグラウンドを考えますと、比較優位説というものがあります。「経済学者は、2人の生産者の機会費用を説明するときに、比較優位という専門用語を使う。ある財Xを生産するのに他の財を少ししか放棄しない生産者は、その財Xの生産における機会費用が小さいことになり、その財Xの生産に関して比較優位性を持つ⁷」。2国の場合には、得意な方に特化する、つまり苦手な方は相手国から買えば両方がハッピーになるということです。この場合には「絶対優位」ではなく「比較優位」に基づきます。

アメリカという国は非常に強い国であり、あらゆる分野において他の国よりも力があつたとしても、それでも貿易をすることには利益があるということです。たとえば、アメリカは金融と製造の両方強いと思いますが、金融の方がすごく強くて、製造の方がまあまあ強いとなると、アメリカとしては金融の方にリソースを振り向けて、製造は他の国に頼った方が強い部分がより強くなり、アメリカ全体としても生産が高まるので、絶対優位ではなくて比較優位の観点から貿易をする意味があるということです。

これについて最近の経済学者の本を見ても、「貿易の利益に関するアダム・スミスとデービ

⁵ 原文は、“...the death of ideology [Marxism-Leninism] means the growing “Common Marketization” of International relations, and the diminution of the likelihood of large-scale conflict between states.”, “...large-scale conflict must involve large states still caught in the grip of history, and they are what appear to be passing from the scene.”

⁶ ミアシャイマー・シカゴ大学教授、日本経済新聞電子版 2022 年 2 月 22 日。

⁷ N・グレゴリー・マンキュー『マンキュー経済学Ⅱ マクロ編(第4版)』82 頁)

ッド・リカードの結論は、時代を超えて支持されてきた。……そのうえ、自由貿易を支持する議論の中核は、この2世紀もの間ほとんど変化していない。スミスやリカードの時代と比べると経済学の範囲は広がり、理論は洗練されてきたが、貿易規制に対する経済学者の反対意見は基本的には比較優位の原理に基づいているのである」ということで、非常にシンプルなのですが、今日まで非常に強い力を持っている理論とすることができます。

2-1-3. 比較優位説に欠けている「配分」の観点

これに対して、東京大学の石黒一憲名誉教授（国際私法）が非常に強く批判をされています。石黒教授の本から引用します。石黒教授が、伊藤元重東京大学経済学部名誉教授と、『提言通商摩擦：法と経済の対話』⁸という本を一緒に書かれたときの体験を書かれています。

伊藤教授の『ゼミナール国際経済入門』は非常に有名な本で、学生がよく手に取るものですが、「以上の伊藤・前掲には、『分配』の観点からの分析が、（少なくとも明示的なものとしては）なされていない。経済学者全般に、この『分配』の問題を正面から論じない傾向」があると石黒教授は指摘されています。そこで、石黒教授は伊藤教授と本を書くとき、伊藤教授に、「是非『分配』（『所得再分配』）についても書き加えて欲しいと懇願していた」とのことです。ところが、伊藤教授の書いたところは、分配についての説明あるいは分析が石黒先生の目から見ると不十分で、「かくて、（『分配』問題への肉薄を含めた）同書執筆における私の伊藤教授への要望は、空振り（というよりは、不発）に終わっていた」と語っておられます。

つまり、比較優位説は効率性を高めるものであり、全体のパイを増やすことになります。後は、それをうまく分配すればいいということに

なるのですが、その分配のところがうまくいっていないというのが石黒教授のご指摘だと思います。

このことは、金成隆一氏の『ルポ トランプ王国』という本で、著者金成氏が、鉄鋼地域であったオハイオ州やペンシルバニア州を訪問した様子を、次のように書いています⁹。「オハイオ州の東部、ペンシルバニア州に接するトランブル郡は、トランプ勝利を象徴するラストベルト（錆びたベルト）の地域である。2000年、2004年、2008年、2012年のいずれも共和党候補の得票率は約38%が上限であった。が、2016年、トランプは52%超の票を獲得した」。

「溶鉱炉で働くことは、この地域の労働者にとって誇りだったようだ。……ジョーは閉鎖された製鉄所などの名前を5つ、私のノートに書き込んだ。『この5つだけで3万人の雇用が消えた。人間は仕事がないと幸せになれない。日本人も同じだろ、なあ？』……『この辺じゃブルーカラーはみんな民主党支持だったが、アメリカは自由貿易で負け続け、製造業はメキシコに出て行ってしまった』……オハイオ州の製造業の雇用は、1990年の104万人から2016年の69万人に減った。全米でも同時期に1780万人から1230万人に落ちた。減少率はいずれも約3割だ。これはルポルタージュなのでこういった生の声を拾っているのですが、それがこの地域の人の気持ちであり、その結果トランプ氏が52%の票を取ったということが書かれています。

2-2. トランプ政権の関税政策はトランプ固有のものなのか

2-2-1. アメリカ税制と欧州税制の法人税・付加価値税の2点における差異

このようなアメリカの製造業の衰退を前提に、保護貿易的な関税が問題になってくるわけです。関税については、課税制度から見るとどう見え

⁸ エヌティティ出版（1993年）

⁹ 最近話題になっているUSスチールの本社はペンシルバニア州ピッツバーグに所在しており、USスチールの買収を提案しているクリーブランド・クリフスの本社はオハイオ州に所在している。

るかということで、ここでは増井良啓教授の論文を引用しております¹⁰。「GATTにおける輸出補助金の禁止は、国際課税ルールの根底に係る。この点をめぐり、米欧は歴史的に根深い対立を抱えてきた」。

「第一は、税収構造の違いである。米国は、連邦付加価値税をもたない。連邦の圧倒的な税源は、個人所得税と法人所得税である。これに対し、欧州諸国の主要税源は付加価値税であり、個人所得税や所得税の比重は米国よりもかなり低い。ところで、付加価値税における国際取引の扱いとしては、仕向地主義をとることが多い。そのため、輸出業者は売上が課税されないばかりでなく、仕入税額を控除あるいは還付される。これを輸出免税という」と説明されています。つまり、欧州（EU）の輸出業者の売上は Territorial system（国外所得免除方式）によって「課税されない」のですが、そればかりでなく、前段階の仕入税額（仕入れについて課された付加価値税）については全て控除することで還付を受けます。「輸出免税によって、欧州から域外への輸出については、輸出国における付加価値税の負担がすべて免除され、税抜きの価格で輸入国の市場に入っていく」。

「第二は、法人税制の差異である。米国の法人所得税は、内国法人の全世界所得に対して課税したうえで、外国税額控除方式によって国際的二重課税を排除する」。これが資本輸出中立性に基づいた制度であったというのは先ほど申し上げたところです。「これに対し、欧州のいくつかの国では、内国法人の国内所得にのみ課税し、国外所得を免除することによって、国際的二重課税を排除する」、これが Territorial system（国外所得免除方式）です。「したがって、欧州のそのような国の会社が輸出を行う場合、それが国外所得にあたれば、法人税がかからな

い」。

「このふたつをあわせると、米国企業は欧州企業よりも競争上不利な立場に立たされている、という不満が紡ぎだされる。たとえば、米欧それぞれから第三国市場へと輸出される例を考える。このとき、一方で、米国企業の国外所得には法人税がかかる。他方で、欧州企業の国外所得には法人税がかからず、しかも輸出免税により付加価値税の負担も負わない」。

「そこで、競争力の均衡を図るために、米国の法人所得税の改革論として、国外所得免除方式に切りかえるべきであるとの主張が登場する」ということで、アメリカは戦後もともと資本輸出中立性を言っていたのですが、製造業の競争力が弱くなって貿易赤字になった時代から、国外所得免除方式の主張が出てきました¹¹。

2-2-2. アメリカの輸出補助制度

その後、アメリカでは何度もそういった輸出補助金の話が出てくることになります。「米国では……事業体ベースの優遇措置（export trade corporation：ETC）、内国国際販売法人（domestic international sales corporation：DISC）、外国販売法人（foreign sales corporation：FSC）や取引ベースの優遇措置（域外所得除外制度：extraterritorial income exclusion：ETI）を制定したが、これを世界貿易ルール違反、『禁じられた輸出補助金（国家補助金）』であるとするEC/EUの反対、GATT/WTOのルーリングによりそのことごとくを廃止せざるを得なくなった」という経緯があります¹²。アメリカは輸出について優遇措置を導入しようとしたのですが、アメリカにはVATがないので、こういった形の優遇措置を導入したと見るができます。けれども、これはGATTあるいはWTO違反とされました。従って、第一次トラ

¹⁰ 増井良啓「租税政策と通商政策」小早川光郎・宇賀克也編『行政法の発展と変革 下巻』（2001年）529頁

¹¹ 国外所得免除方式は、資本輸入中立性を阻害しないと言われている。資本輸出中立性と資本輸入中立性については、浅妻章如『なぜ多国籍企業への課税はままらないのか』91頁以下参照。

¹² 本庄資『アメリカ法人税法講義』47頁

ンプ政権においてアメリカはWTOに対する強い不信を表明しましたが¹³、これもトランプ政権に始まったわけではなく、相当根強いものがあるということです。

2-2-3. アメリカの関税と輸入VATとの対比

そこで、トランプ氏の改革ですけれども、吉村政穂教授は、「アメリカでは2017年税制改正の法人税制をめぐる議論において、DBCFT（仕向地主義型キャッシュフロー税）に注目が集まったものの、ヨーロッパ諸国からは通商ルール（補助金及び相殺措置に関する協定：ASCM）違反の可能性が指摘され、強い懸念が表明されたことは記憶に新しい。通商ルールが国境税調整の許容性を直接税・間接税という区分に依存していることには合理的理由がない」と指摘されています¹⁴。WTOは、輸出免税というのは

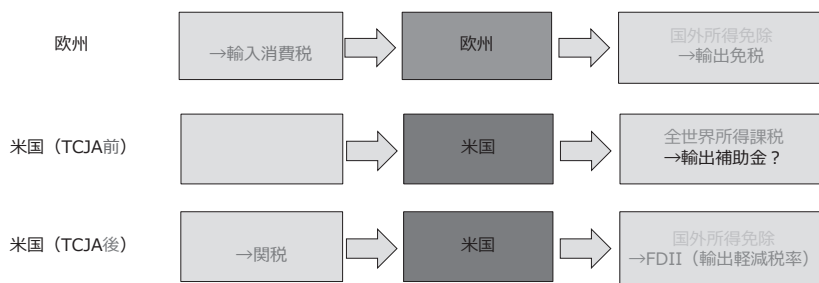
間接税だから許される、それ以外の形（所得税、法人税）で同様のことをした場合には輸出補助金に当たるという区分をしているのですが、それは合理性がないではないかというのが吉村教授の評価です。DBCFTが2017年ごろに提唱されていたときは、Alan Auerbach教授などのアメリカの学者は「WTOに違反するはずがない」と述べていたのですが、アメリカ人の目から見るとそのように見えるということになります。

そこで、スライド28の図を見ますと、欧州の場合、製品は税無しで入ってきて、入国するときに消費税がかかることになるのですが、輸出するときには所得税に関しては国外所得免税、VATに関しては輸出免税という構造を持っています。これに対してアメリカは輸入消費税がなく、輸出したときには全世界所得課税になります。そこで、先ほど申し上げましたが、

第1 – 国際課税の「脱所得税化」

②産業政策としてのVATと関税の同等性

Q2. トランプ政権の関税政策はトランプ固有のものなのか？



「Tariffはある意味VATのBorder adjustmentに似ていて、ヨーロッパとかで15%のVATがあって、物を国に入れるときに15%課税されます。……考えようによっては10%Tariffでインカムタックスは極端に低くという視野で考えると、必ずしも奇想天外な話ではないのかなと思っています。」（秦彦彦「米国大統領・両院選が税務、関税に与える影響」租税研究2024年12月号58頁）

¹³ アメリカは2017年8月からWTO上級委員の任命を拒絶し、2019年12月11日以降は上級委員の数が最低人数（3名）を下回り、新規の上訴を審議できない状況にある。また、アメリカは2018年に「通商政策課題」を公表してWTOの上級委員会を批判した。

¹⁴ 吉村政穂「通商法と租税法の抵触—デジタルサービス税をめぐる論点を素材として—」フィナンシャル・レビュー2023年6月号96頁

輸出免税と対比する形で輸出補助金の制度を次々導入したのですが、それらはGATTあるいはWTOで禁止された経緯があるわけです。

そうすると、TCJAで何を実現したかという点、国外所得免除方式という形で所得課税においてEUと等価になり、FDII (Foreign-Derived Intangible Income) で輸出に関して軽減税率が受けられるということで一種の輸出補助になっていると見ることもできます。これはWTO違反という指摘もありましたが、その後WTOで裁判になっていません。そもそもWTOの上級委員会が機能不全になっているところではありますが、そのまま施行されているということになります。

ここで今回、トランプ氏が関税を導入するということになると、アメリカにはVATがないわけですが、構造的に見ると輸入消費税と関税が似たような感じになるわけです。第一次トランプ政権で、欧州の国外所得免除と輸出免税というのが、アメリカの国外所得免除・FDIIで同等になったので、欧州の輸入消費税とアメリカの関税を並べれば、欧州と全く一緒ではないかという気がしてくるわけです。

これについて、もちろんVATと所得税あるいは関税、それぞれ税制が違うだろうという議論はあるのですが、少なくとも見た目は似ているといえるわけです。EYの秦先生は、「Tariffはある意味VATのBorder adjustmentに似ていて、ヨーロッパとかで15%のVATがあって、物を国に入れるときに15%課税されます。…考えようによっては10% Tariffでインカムタックスは極端に低くという視野で考えると、必ずしも奇想天外な話ではないのかなと思っています」と指摘されています¹⁵。スライド28の図は私が勝手に作ったものですが、やはりVATと関税の類似性を指摘されているのだらうと思っ

ています。

2-2-4. トランプ支持者の関税政策

これに関して、第1次トランプ政権で米国通商代表部の代表を務め、関税を主導したといわれるロバート・ライトハイザー氏は¹⁶、その著書において、以下のように述べています¹⁷。

「国際協定により (GATTやWTOにおける数多くの奇妙な先例の結果として)、特定の税金は国境調整の対象となるが、その他は対象とならないため、アメリカの製造業者とその労働者も不利な立場に置かれている。(“American manufacturers and their workers are also disadvantaged because, by international agreement (and as a result of myriad odd cases at the GATT and WTO), some taxes are border adjusted and some are not”。)」として、GATTやWTOの件も意識しつつ、VATとアメリカの取り扱いが違っていると述べています。

「同じ機械を製造しているアメリカの企業は、アメリカで販売する場合にはすべての税金を支払っているが、その機械を輸出しようとする場合、例えばフランスに輸出しようとする場合、アメリカの税負担 (法人所得税および雇用者負担の社会保障／メディケア税を含む。) は還付されない。(“the American company making the same machine pays all its taxes when it sells in the United States, but when it wants to export the machine, say, to France, its American tax burden (including corporate income tax and the employer’s share of Social Security/Medicare taxes) is not rebated”)」として、輸出免税がないと述べています。

「また、その機械がフランス域内に入った際には、フランスに追加で25%の付加価値税も支払わなければならない。(“and it must also pay the French an additional 25 percent VAT when

¹⁵ 秦正彦「米国大統領・両院選が税務、関税に与える影響」租税研究 2024 年 12 月号 58 頁

¹⁶ ライトハイザー氏は、第2次トランプ政権でも閣僚に就任するなどの観測がありましたが、公職には就任しないようです。

¹⁷ Robert E. Lighthizer, *No Trade Is Free: Changing Course, Taking on China, and Helping America’s Workers*

the machine enters French territory”）」として、輸入消費税がかかることを指摘しています。

「所得税は還付も国境調整も行われないが、VATはそれらの対象となる（“Income taxes are not rebated or border adjusted, but the VAT is”）。」として、所得税・法人税に関しては輸出免税もないし、輸入消費税もないけれども、VATの入口と出口での調整に言及しています。

以上に基づき、ライトハイザー氏は、「ビジネス的な観点から見ても、その巨大な経済的インパクトは明らかです（“It is easy to see from a business point of view the enormous economic impact”）。」と結論付けています。

これを受けて、具体的な政策論はどうなるか。ライトハイザー氏は、「最終的に、輸入品に関税を課すことで貿易収支の均衡を達成することができるかもしれない。貿易収支が均衡するまで、毎年、すべての輸入品に段階的に高い税率を課していくことが考えられよう（“Finally, we could achieve balanced trade by imposing tariffs on imports. We could put tariffs on all imports at a progressively higher rate year after year until we achieve balance”）。」と主張しています。all imports, 全ての輸入品に関税を課すということでユニバーサル関税といわれています。all importsというと非常にドラスチックな感じがするわけですが、輸入消費税と同じだと考えるとそうでもないような気がしてきます。

政策手段としての関税の有効性について、ライトハイザー氏は、「関税には、施行が容易で、何が起るかを予測しやすく、関税徴収の制度がすでに整備されている利点があるため、私は関税に優位性があると考えます。関税はまた、政府の関税収入を増やすことで、慢性的な財政赤字の削減にも役立つだろう（“I have a preference for tariffs because they’re simple to implement, it’s easier to predict what will

happen, and the mechanism is already in place to collect the duties. Tariffs also would help reduce our chronic fiscal deficit by raising government customs revenue”）。」と主張されています。ライトハイザー氏の関税政策は、特に中国に対する制裁的な面もあるのですが、all importsにユニバーサルにかけることに関してはVATとの対比が意識されているといえるように思われます。

2-3. 所得税は関税で置き換えられるのか

2-3-1. 関税と所得税の比較

そうすると、トランプ氏が言うように関税を拡大することで所得税を廃止することができるのでしょうか。「そもそもアメリカでは19世紀は所得税がなかったのだ」と言っている閣僚もいるようですが、所得税を関税に置き換えることはできるのかが問題になります。

これに関して経済学者の方の文献として、大川良文京都産業大学経済学部教授の論文をご紹介します¹⁸。所得税と関税は同じなのかということですが、「輸入関税も税制の一部であり、徴収した税収を国民に支給することによって、所得税と同様な個人間の所得再分配を行うことができる」、「両税制とも、所得水準の高い個人ほど税金の支払いが多くなる一方で税収から個人への支給は所得水準に関係なく一定とすることによって、高所得者から低所得者への所得再分配を実現するという意味では同じ性質を持っている」と述べておられます。特に輸入について、所得水準の高い個人ほど税金の支払いが高いということです。所得税の場合は累進課税ですけれども、所得水準の高い人ほど輸入が多いだろうという仮定がここには入っています。

「輸入関税政策は交易条件の改善による外国からの経済的レントの獲得を通じて自国の総所得を増加させることができるため、効率性と公平性の両方を改善することができる。このため、

¹⁸ 大川良文「所得再分配政策としての所得税と輸入関税の比較—アトキンソン型社会的厚生関数を用いて—」京都産業大学経済学レビュー第8巻 1-22, 2021-03

所得税政策よりも幅広い所得層の個人の効用水準を向上させることができ、公平性がよほど高く評価される社会でない限り、所得税政策よりも効率的に社会的厚生を改善を実現することが可能となる」。つまり、同じ効果が出るとすれば、自国の所得税よりも関税の方が国民に対する直接の痛みが少ないと言っているわけです。

「このため、自国の社会的利益のみを考える場合、所得税よりも輸入関税の方が、国民の支持を得やすくなることがわかる。しかし、外国に与える損失は所得税より輸入関税の方が大きくなるため、外国からの反発は輸入関税を引き上げたときの方がより厳しいものとなる」。つながりがある社会、ボーダーがないところでオープンな経済が2つある場合には、輸入関税を出すことと所得税は類似的な効果が出る。ただし、国内政治的に見た場合には輸入関税の方がよい、但し、外国からの反発を受けるとのご指摘です。これを見ると、所得税の代わりに関税を課すことはそんなに変な話ではなく、経済学的に見るとかなり等価な面がある上に政治的優位性もあるといえるようです。

「どちらの政策も外国の社会的厚生を悪化させながら自国の社会的厚生を改善する近隣窮乏化政策であるという点では同じである。このため、両政策とも、両国の不平等回避の選好の度合いによっては、自国と外国が共に自国の社会的利益のみを考えて政策を実施することによって、かえって社会的利益を損なう囚人のジレンマのような状況が生じる可能性がある。このため、両国が共に社会的厚生を改善するためには、政策実施について何らかの協調を行う必要がある」という指摘があります。関税が自国に有利に働くとすると、相互に関税を課し、パレート最適ではないところで均衡が成立する囚人のジレンマ状態が生じるとご指摘されています。

国内的に減税する、その代わりに関税を導入することによって、グローバルで見るとリカード

でいうところの比較優位説の予定する結果が達成されない、すなわちパイはそれだけ減るはずなのですが、それでも国内政治的に見れば関税を採用した方がいいということになるわけです。

2-3-2. オープン経済における配分の問題

この点について行動経済学的に検討されている文献、藤谷武史教授によりますと、効率的な、オープンな、1国単位に閉じたものではない経済圏においては、「効率的な法制度に伴う所得分配上の影響を所得税+給付によって相殺することは、ほとんど不可能である」、「もっとも、いかにしてグローバル経済と両立可能な所得再分配手段を構築するのか、という新たな課題への取り組みは、まだ緒に着いたばかりである」。つまり貿易という、世界において2国以上の国家の経済が関わる場合において、分配の問題は非常に難しいということです¹⁹。

マクロ経済学の教科書を読んでも、私のような門外漢にはオープン経済になったところから非常に難しく感じられます。開かれた経済においていかに再分配をするかは難しく、石黒教授はそれで憤っておられたわけです。この点についての研究がないわけではないようですが、容易ではないようです。

川滇昇教授のご指摘によると、「閉じた国民経済を離れて企業所有者が多国籍となる場合、国民経済レベルでの効率性を基準にできなくなるため、効率性基準は初歩的な政治経済学の忘却の上に成立するのだという批判もあり得る」²⁰。つまり、こういった厚生の問題を議論する際に、それはクロスボーダーの世の中に対応しているのか、というかなり根本的な問題になります。

2-3-3. 戦後の国際通貨体制

以上をまとめますと、自由貿易体制、あるいは通貨、貿易、課税に関し、われわれが慣れ親しんでいる二重課税排除の方式、あるいは租税条約があるわけですがけれども、それらは結局アメリカが大きい豚としての合理性に基づいて公

¹⁹ 藤谷武史「法制度の効率性と租税法の役割」フィナンシャル・レビュー 152 巻（2023 年）24 頁

²⁰ 川滇昇「反トラストポピュリズムに関する覚え書き」法学志林 116 巻 2・3 号 125 頁

共財を提供していたという前提条件によるものであって、他の国が豊かになるにつれて自己崩壊することを運命付けられていたということになります。

その中でアメリカが競争力という形で他のプレーヤーと一緒に並の豚として競争することになった場合、制度間の公平性を求めることになります。そうすると、VATの有無やと全世界所得課税方式・域外所得免除方式の矛盾が表面化するわけであり、それとの均衡を図ることと、さらには所得税と関税との対価性を考えると、結局トランプ氏が行っていることにはそれなりの整合性があるという気がしてくるわけです。この点について、私が経済学的な観点から正確に評価できるわけではなく、トランプ氏が思い付きで選挙民のセンチメントに訴える面があることも否定できませんが、50年前から続いている話であり、昨日今日に出てきた話ではありません。しかも、欧州に対する不満、あるいはWTOに対する不信も非常に根が深いということになると、トランプ氏の打ち出す政策に対応するためには、第二次世界大戦以来、各制度がたどってきた経緯とアメリカ・欧州の軋轢とその原因を掘り下げて考える必要があるのではないのでしょうか。

その過程において所得税と、例えば関税あるいはVATとの等価性が評価されることになります。その角度からみると、所得税が国内政治的な反発のある中で同じ効果を出すためには、関税やVATという形で、これまでVATが導入できないとされてきたアメリカの中でVATをどのように実現するかというフェーズに入っているのではないかという気がしています。

2-4. 法人所得課税は改善されるのか—米国とBEPSの対応

では、法人所得税はどうなのかというと、法人税については全体として見て、これもまた長期的なトレンドになるわけですが、中立性の方

に流れていっています。これはBEPSがそのように志向しているのですが、私はむしろBEPSよりもアメリカの第一次トランプ政権のTCJA、アメリカ税制の抜本的な税制改革がBEPS、特にPillar 2に与えた影響の方を重視したいと思っています。

クロスボーダーの世界において中立性がない場合、多国籍企業はそれに従って合理的な行動をします。法人税が中立性を欠くという点は随分前から指摘されており、ミード報告書は1978（昭和53）年、マーリーズ・レビューは2010（平成22）年であり、理論上の問題点はつとに指摘されていたのですが、クロスボーダーの世界になった場合にはそれが非常に顕著に現れます。

そうすると、制度としても中立性を追求していかないと、隙間から漏れる穴が非常に大きいことになると思います。その意味で資本と負債については、アメリカのDBCFTにおいては利子控除がないというのも1つのポイントでした。結局それはなくなったわけですが、BEATや163条（j）項で利子控除が非常に制限されています。BEPSや過大支払利子税制についてもかなり厳格になって、日本でもそれに従った改正がなされました²¹。

またPillar 2自体が利子によるbase erosion効果を制限していますし、今後条約が結ばれるであろうSTTR（Subject to Tax Rule）についても同様の効果があります。

また、投資に対する中立性という意味では、TCJAにおける全額即時償却、或いは立地選択においては国外所得税免除方式であるということと仕向地主義への動き、この意味では仕向地主義は過大評価すべきではないと思いますが、そちらの方向での動きがあります。また超過利益と通常利益の区別がアメリカやOECDの制度に導入されています。

結果として、法人税が上がるのか下がるのかというのはよくわからないところであり、バイデン政権のときは上げようとしたのですが、ト

²¹ 租税特別措置法 66 条の 5 の 2、66 条の 5 の 3

ランプ氏は15%まで下げると言っています。イギリスでは、ずっと下がっていたのを最近上げました。日本に関しては、今回の税制大綱に「法人税率を引き上げつつターゲットを絞った政策対応を実施する」とはっきり書いてあります。

法人所得税について整理しますと、クロスボーダー経済において法人税が各国の財源としての効果を発揮するためには中立性を徹底することが必要であり、全体としては中立性を高める方向に流れています。しかし、中立性が欠けている部分は多く残っており、その部分はマクロ的には各国の国民経済において潜在的なマイナスとなり、ミクロ的には租税回避であるか否かという税務訴訟上の論点として顕在化していくのであろうと思います。

3. 東インド会社対国家—国際課税の「源泉課税への回帰」

3-1. 第1の柱はなぜ成立しなかったのか

3-1-1. 第1の柱の性格付け

次に、多国籍企業と国家の関係を取り上げます。多国籍企業は異なる制度を有する複数の国家を選択し、自由に課税属性を獲得し、それを組み合わせることができるのに対し、国家は選択されるという受動的な立場にあります。そこで、1国独立、各国の主権国家体制という形では制度間の隙間が生じ、選択権を有する多国籍企業に対応できないというのが、東インド会社対国家というテーマです。

これは「Financial Times²²」に掲載された記事ですが、東インド会社は国家(イギリス政府)よりも強い力を持っていたと述べられています。それに対してOECDが主導して、2021年10月にPillar 1, Pillar 2の合意に至りました。Pillar 1は多国間条約の草案が作成されていますが、アメリカが賛成しない限り成立しません。そして(2025年1月9日の段階において)1月20日に発足する第二次トランプ政権がPillar 1のための多国間条約に締結する見込みはありません。

そこで、Pillar 1がなぜ成立しなかったのかを振り返ってみることは、Pillar 1を評価して、かつその後のことを考える上で無意味ではないと思います。「第1の柱はなぜ成立しなかったのか」という問いを立ててみました。

Pillar 1のそもそもの根拠として、ユーザー参加、マーケティング無形資産、重要な経済的存在が元々提唱されていたわけですが、その後Blueprintにおいて、Automated Digital Services (ADS), Consumer Facing Businesses (CFB) というふうに整理されました。しかし、バイデン政権において、結局そういう基準は全部やめてしまって、収入金額(200億ユーロ)と利益率(10%超)で、世界で100社の超巨大企業ということになったわけです。

以下はそれに対する私見です。以上のような経緯でPillar 1は様々な意見を採用入れた結果、出来上がりのPillar 1は結局あまりにいろいろ詰め込んだために、性格付けが不明なものになってしまったのではないかと、伝統的な課税権の配分を変更するには根拠が曖昧だったのではないかと思います。デジタル課税から超大規模企業課税へ性格が変更されて、なぜこういうふうに課税されているのか、課税根拠が曖昧になり、それによって理解が得られにくくなった面があるのではないのでしょうか。結局は、アメリカ次第ではあるのですが、アメリカのデジタル企業も各国でデジタルサービス税を課されるのと比較すればPillar 1がベターであるという判断もありえなかったわけではないのではないか、という気がします。

特に、対象をマーケティング無形資産まで広げたため、単にモノを販売しているだけの企業も対象になるのですが、なぜそれが新たな課税の対象となるのか。OECDもデジタルに対する課税という言い方を途中でやめて、デジタル化した社会で無形資産が重要になったという根拠をもって課税範囲を拡大しました。その結果として単にモノを売っている会社も含まれ、それ

²² William Dalrymple, Financial Times 2019年8月30日

でもいろいろな無形資産があるからデジタル社会の恩恵を受けているのだというのがOECDの説明です。しかしそれは、かなり曖昧なものであり、普通にモノを売ると何が違うのかという説明は明快ではないのではないかと思います。

実際のところ、特にPillar 1のrevenue sourcingのところは、第三者が製品を買ってそれを他国に売った場合も、その製品を最終顧客に納入した国が源泉地国（市場国）として課税権を有するとされましたが、そうすると多国籍企業の側は、自分が売った代理店、その代理店のさらに先の最終顧客まで知らなければならず、そのための最終顧客の特定義務を課したり、特定ができないときにはマクロ経済指標に基づいて分配するという制度になりました（第6条、第7条）。このような自社の顧客のさらに先まで把握するというのは実施も困難ということで、なぜこんなものをそもそもやらなければいけないのだということで反対していた企業もあったのではないかという気がしています。

3-1-2. Pillar 1における有体物取引

特にPillar 1に関してはデジタルの無体物取引に加えて有体物取引も対象となると、普通のモノを売ると何が違うのかというのが問題になります。この点については渇圭吾教授が次のような指摘をしています²³。「国内の小売店を通じた販売というものが本来のあるべき姿であり、インターネットを通じた国際的な通信販売というのはいわば脱法的な販売形態だと理解するかどうか、一つの論点である。もし、これらの流通形態に優劣はなく、技術の進展に伴って流通形態に変化が生じたと考えるならば、小売店が得ていた所得相当額について課税できてしかるべきだ、という議論は成り立たない」と述べておられます。このように出発点がデジタルを対象とした課税であり、だからこそ物理的存在である恒久的施設を必要としない課税制度の必要性が提唱されたのですが、最終的に収入が巨

額で、高利益率であることを理由に特別の税を課すというとなると、なぜ課税されなければいけないのかという根拠が曖昧であったということのように思われます。

そこを振り返りますと、Pillar 1の対象になっているものとしては、モノの小売がインターネットを通じた通信販売で物理的拠点なしにできるという意味と、ウェブにおける情報取引、情報の意味のデジタルがあります。デジタル課税（DST）は正面からデジタル取引を対象とするものですが、DSTにおいてもいろいろな種類があり、例えば、インドのDSTにおいては小売も含めているようなのですが、ヨーロッパのDSTは基本的にはウェブの情報のみで、例えばインターネット広告、あるいはintermediation service、いわゆるマーケットプレイスのようなものを対象にしているようです。またEUのDSTにおいては、デジタルコンテンツの提供は除外されています。ただし、フランスのDSTはデジタルコンテンツを入れています。

これらについては、EUにおける正当化は、利用者による価値創造（user value creation）ということで、user participationを価値創造と評価しており、まさにデジタルの部分に基礎付けられているわけです。

これについての渇教授の評価ですが、まずAmount Aについて、「従来の国際課税の枠組みのように、法人格を基準として納税義務者を設定し、個々の所得についてその源泉地を考える、というような緻密な戦略に基づくものではない。むしろ、多国籍企業グループという巨大な納税者に着目して、そこからの税収を国際的に移転するもの、すなわち、いわば国際的な財政調整の仕組み、とでもいうべきものではないか。このように説明しない限り、到底正当化できないのではないかと指摘されており、これはもう税とはいえないのだとご指摘されています。そういった税収の国際的移転はそのままで

²³ 渇圭吾「デジタル・サービス税（Digital Services Tax）をめぐる動向」経済産業研究所ディスカッションペーパー 21-J-038、5頁

できるのかという点、これはまさに多国籍企業グループと国家が取引をしている、対決しているという目で見ないと、こういうことはできない、そのようなものは税ではない、というのが澁教授のご見解です。

3-2. DSTは何を課税対象（課税物件）としているのか

その裏返しの質問で、DSTとは何なのか、所得税なのか、法人税なのか、消費税なのか、関税なのかということが問題になります。澁教授の見解によると、「DSTが所得課税でも消費課税でも資産課税でもない（そのいずれとしても正当化し難い）、というところに問題があるのではないか。国際課税の分野では、これらのそれぞれについて、課税権配分のルールが存在してきた。これらのいずれにもあたらないと自称するこのような租税を容認し始めると、何でもありの世界になってしまい收拾がつかなくなる。むしろ、CFC税制のように、所得課税の『代替税』として正当化できるか、というところがポイントではないか」という問題提起をされています。

このご見解には賛否両論あると思いますが、ここでご紹介したのは、やはりそれぞれの租税の課税物件を正確に把握した上で、DSTの対象になる取引というのも、小売の物品販売と、デジタルコンテンツというそもそもの情報を売っている、あるいは情報がプラットフォームになる、あるいは情報によってネットワーク効果が発生するというものとは、取引の経済実態としてもかなり違うのではないかと。そこを自覚した上で、どの税として正当化できるか整理していかないといけないのではないかと、そのようなご指摘として理解しました。

他方で、OECDとしては、そんな整理をしていると話が個別論になってしまてまとまらないから、もっと大きくまとめようということだったのではないかと推察します。そもそもアメリカ側は、デジタル企業に対するリング・フェンシング（狙い打ち）は許さない、という姿勢でしたので、むしろ対象を広げていく方向であ

ったと言えます。OECDの苦勞には理解できる場所はあるのですが、澁教授の「所得課税でも消費課税でも資産課税でもないというところに問題があるのではないか」という問題提起に対して、答を準備する必要があるという気がしています。

ただし、澁教授は、特に広告モデルについて、「広告主からテレビ局に対して支払われているテレビCM料金とは、広告主が視聴者に対して『CMを無理やり見せる』対価として視聴者に金銭を払い、この金銭を視聴者がテレビ局に番組を視聴する対価として支払っている」と位置付けられるのではないかと述べています。こういった対価関係がうまく捉えにくいものが隙間になっているのではないかと指摘されています。

3-3. DSTは何が問題なのか

フランスDSTに対してはアメリカの通商代表部（USTR）が報告書を出しています。その批判のポイントは以下のようなものです。例えば、同報告書はフランスDSTは差別的であると指摘しているのですが、同じようなことをやってもフランスの企業は対象にしていなかったか、政治家がGAFAを非難していて差別的であるといった、状況に着目した意味での差別ということになって、構造的なものを言っているわけではないようです。このほか、遡及的に適用している、グロスベースである、これは租税制度に対する批判としては納得できる場所です。さらに、フランス国内への所在と関係のない収入である、これはいわゆる第1の柱と共通する場所です。第5に、デジタル経済を課税上不利に扱わないという広く受け入れられている国際課税原則、これはリングフェンシングをしないということです。この批判自体も若干曖昧な感じがあって、これは逆に詰めるのがいいのか、あるいは詰めないのがいいのかよくわからないのですが、いずれにせよ、そこは整理する価値がある命題だと思っています。

これについてCui教授が、location specific

rentだという正当化を試みられたということを補足します。

3-4. 今後DSTの導入はどのような進展をたどるのか

今後DSTはどうなるかという、課税停止期間が終了すると、今後は諸国がアメリカ、トランプ氏を敵に回して、本当にエンフォースメントを始めるかどうかという大きな問題が出てきます。またそれをエンフォースした場合、第1次政権でフランスのルメール氏とトランプ氏がけんかしたような話になっていくことも考えられます。

以上をまとめますと、Pillar 1に関しては、何を対象とするのかが、各国・各企業による立場の違いがあるために明確にすることができず、そのために税としての性格も明確にすることができなかったということだと思います。これに対してDSTについては、クロスボーダーの側面に着目すれば、関税的なものであるという位

置付けはありうるようには思います（伝統的にはサービスは関税の対象ではありませんでしたので、その点では新しいと思われます。）。そうすると、DSTは税として取り扱うのが適当か、関税として取り扱うのが適当か、という問題が生じます。後者の場合にはWTOが機能しないと、出口が見えてこないということにもなりかねません。

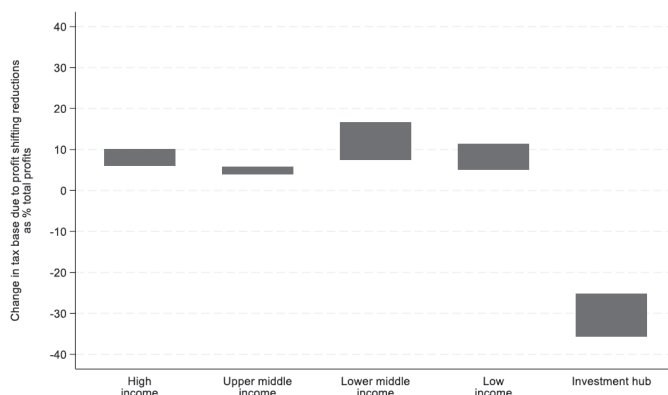
3-5. 第2の柱は意味があったのか

第2の柱については、肯定的な評価と否定的な評価があると考えております。底を設けたという意味で、1998年の「有害な税の競争」の報告書が公表されて以来認識されてきた「底辺への競争」が一定程度防がれたというプラス面があります。他方で、それによって投資ハブ国が税収を確保するだけになって、結局先進国は税収が増えなかったということになると意味がないのではないかという評価もあります。長戸貴之教授は、そういった評価をされているようです²⁴。

第2 東インド会社対国家 —国際課税の「源泉課税への回帰」

Q8. 第2の柱は意味があったのか？

Figure 6. Change in tax base due to profit shifting reductions, % of total profits



²⁴ Takayuki Nagato, Pillar 2 as a De Facto New Revenue Allocation Mechanism, Tax Notes International, Vol 112, October 2, 2023.

この点については、そもそも何が目的だったかということも確認する価値があると思います。というのは、当初は資本輸出国、いわゆる先進国の税収がタックス・ヘイブンに逃げているというニュアンスだったと思います。ただ、OECDの議論の過程で、資本輸入国（新興国）がインフラに投資するお金がなくなったという、新興国のためなのだというニュアンスが入ってきました。投資ハブ国についてはあまり擁護する人はいないのかもしれませんが、投資ハブ国の位置付けは若干曖昧だと思います。その何が大事かということによって評価も変わってくると思います。

スライド49は、OECDが出しているアセスメントで、Change in tax baseということで、どれくらいtax baseが増えるのかを言っているのですが、先進国（High income）は若干増えて、Lower middle incomeとLow incomeの国も増えるということで、これはQDMTTの効果が大きいのでしょうか。Investment hubは減るということで、このアセスメントではそのようになっています²⁵。

ただ、この場合には行動変化を含めるか、そもそもInvestment hubがなくなるかどうか、経路しなくなるかどうかということに大きく懸かっていますので、そこはなかなか判断が難しいところだと思います。例えばシンガポールの場合はInvestment hubですけれども、長年の間に政府が安定しているとか、いろいろインフラがあるということで評価を確立していますので、シンガポールはPillar 2があっても投資がそれほど減らないのではないかと考えられます。その場合、Investment hubが税収を確保することは良いことなのか悪いことなのかということについても評価の余地があるような気がします。

従って、そもそもPillar 2は何を目的にしているのかということについての整理が必要であり、それによって評価は分かれてくると考えています。

3-6. 各国のCFC税制は廃止されるのか

CFC税制については、例えばドイツ等は簡素化あるいは整理の動きがあると聞いていますので、いずれは整理されていく運命にあるのではないかと考えています。

4. 「共産主義の妖怪」—国際課税の「規範化」と「規範喪失」

従前、国際課税というのは国と国との間での税収の取り合いという形だったのですが、その配分、再分配の問題が入ってきて、ピケティが世界の資産税というものを提唱しました²⁶。これはかなり突飛に感じられる話だったのですが、意外にも少しずつ国際課税の世界に入ってきました。バイデン政権の富裕税提案、アメリカ民主党の富裕税提案、あるいはピケティやズックマン等の提案があって、特に、ブラジル・リオデジャネイロで開催されたG20財務大臣・中央銀行総裁会議における閣僚宣言ということで、G20の公式な文書に入ってきたのは1つ大きな変化だと思っています。

2024年7月のリオデジャネイロG20における「国際税務協力に関する閣僚宣言」²⁷の中で、「継続的課題（“Ongoing Challenges”）」というタイトルの下に、「富と所得の不平等は、経済成長と社会的一体性を損ない、社会の脆弱性を悪化させている（“Wealth and income inequalities are undermining economic growth and social cohesion and aggravating social vulnerabilities”）」、「さらに、超富裕層の個人が国際的に移動することは、この特定のグルー

²⁵ The Global Minimum Tax and the taxation of MNE profit, OECD Taxation Working Papers No. 68, p.30

²⁶ トマ・ピケティ『21世紀の資本』（2014年）541頁

²⁷ 財務省ウェブサイトに掲示されている。

https://www.mof.go.jp/english/policy/international_policy/convention/g20MinisterialDeclaration.pdf

ブに対して適切なレベルの課税を確保することを困難にし、累進課税に影響を与えている（“Moreover, the international mobility of ultra-high-net-worth individuals creates challenges in ensuring adequate levels of taxation for this specific group, impacting tax progressivity”）。と述べています。これは政治的宣言なのですが、「誓約（“Our commitment”）」のタイトルの下に以下のような文章が入っているというのはやはり注目すべきではないかということです。

「課税主権を十全に尊重しつつ、超富裕層の個人が効果的に課税されるよう、協調的な取り組みを追求する（“With full respect to tax sovereignty, we will seek to engage cooperatively to ensure that ultra-high-net-worth individuals are effectively taxed”）。もちろん、「課税主権を十全に尊重しつつ」という留保は付いているのですが、G20閣僚宣言のcommitmentの言葉の中にこういう文言が入ってきたというのは、やはり1つの時代の動きであると考えます。最初に申し上げたような再分配が、世界貿易という文脈であまり重視されなかったために、その機能不全が顕著になり、世界レベルで前面に出てきていることが、新しい動きとして注目すべきではないかと考えます。そしてそれは、CRSなど資産保有の透明化という手続き的なものに支えられているということができます。

5. クォ・ヴァディス—われわれはどこに行こうとしているのか

今日申し上げたかったことは、トランプ氏の政策には長く深い基盤があり、関税、付加価値税、法人税といったものが一体化して同等の効果を持つものとして取り扱われるだろうということです。

その背景として再分配が意識されているわけ

ですが、再分配が効果的に実現されるかというのはやはり政治的な問題になってくるわけです。冷戦の終結後の30年がグローバル経済の効率性を高め、それによって得られた利益は全世界のあらゆる層にいきわたったことは事実であり、世界の貧困人口は減少しています。しかし、利益の配分に格差が生じたことも事実で、特にアメリカの製造業は第二次世界大戦後の栄光が輝かしかつたがゆえに、その落差が大きな怨嗟を生んでいます。アメリカが公共財を提供しなくなるのはアメリカとしては合理的な行動であり、それに代わる国がない以上、経済学で「市場の失敗」と言われるのと同じ状況が国際関係によっても生じます。つまり、トランプ政権の政策は構造的な必然性があり、それを脱することは簡単ではない、というのが今日申し上げたかったことです。

そうしたときに、再分配は財政ポピュリズムという形でばらまきになっていく可能性は否定できないと思っています。その場合には、中央銀行の金融政策と税というものはまさしく一体のものとして検討しなければならないのではないかと思います。

アベノミクスを10年経過した後のことではあるのですが、そういったことについて、特にトランプ政権が今後どのように展開していくのか、関税が税収を確保できるのかということです。税収を確保できず、双子の赤字がますます拡大し、インフレになった場合にはまたそれが国際経済をかく乱し、日本もそれに翻弄される未来が見えるわけです。このオープンな経済の中で、各国の経済の相互作用がある中で、財政と中央銀行の金融政策と税という問題を一体化して検討していかなければならないと考える次第です。

最後は非常に早口になりまして、また大風呂敷の話でありましたけれども、以上とさせていただきます。ありがとうございました。